

F 芦北町立佐敷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
平成27年5月13日改訂
平成28年5月25日改訂
平成29年6月19日改訂
令和3年6月15日改訂
令和5年5月31日改訂
令和5年9月17日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、子どもたちを取りまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本町においては、本町教育委員会が中心となって、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところである。

また、「知・徳・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に子どもたちの豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通じた心の教育を推進してきたところである。

芦北町立佐敷小学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、平成25年制定の「いじめ防止対策推進法」、平成29年3月16日改訂の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び令和2年11月24日改訂の「熊本県いじめ基本方針」に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

次のような基本理念をもって、いじめ防止等に積極的に取り組む。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる児童等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・県・町・学校・地域・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。個々の

行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景のある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに認定するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等、所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、いじめ防止のための基本姿勢として次の5つのポイントをもとに、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止や早期発見・早期対応に取り組む姿勢と実践を全教職員で示す。

- ① すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるように育み、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることでいじめを生まない土壌をつくる。(いじめの防止に向けた取組)
- ② いじめへの迅速な対処の前提となる早期発見のために、学校・保護者・地域と連携し、児童の些細な変化に気付く力を高める。(いじめの早期発見)
- ③ いじめがあることが認知された場合、組織的な対応を行い、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する。(いじめへの適切な対処)
- ④ いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進し、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制の構築を図る。(家庭や地域との連携)
- ⑤ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等には、速やかに関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との連携のもと対応する。(関係機関との連携)
- ⑥ いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。解消には、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。(いじめの解消)
 - (ア) いじめに係る行為が止んでいること。
 - ・その期間は少なくとも3カ月を目安とし、被害の重大性から、さらに長期の注視期間を設定することもある。
 - (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・面談等により、いじめの解消を確認すること。

3 学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの防止に向けた取組

ア 未然防止の考え方

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんど全ての児童が被害者としてばかりでは

なく、加害者としても巻き込まれ、また互いが入れ替わりながら次々に経験することを踏まえ、あえて被害者・加害者を発見するまでということではなく、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが有効であり必要であるという認識のもといじめの未然防止に取り組む。

このような実態からも、いじめを未然に防止するためには、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校教育活動を推進しなければならない。

そのために、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組み、一人一人を大切にされた授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努める。また、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

イ 実践の方向性と本校での取組の概要

①心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○道徳教育や特別活動を充実させる。

- ・「熊本の心」を活用し、心に響く道徳科の授業を充実させるとともに、校内研修で授業研究に取り組み保護者への授業公開を推進する。
- ・「熊本の心」や「みんなの道徳」を家読で取り組むなど日常的な活用を図る。
- ・自分たちで学校生活を豊かにし、相互にサポートし合うという意識を持って、児童会活動に取り組みせ、児童会テーマと委員会活動の活動目標との関連を図った取組を推進する。
- ・学級での班活動、係活動、当番活動などを充実させ、協力して活動する大切さを体験させる。
- ・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図る。また、1人1台タブレットの適切な使い方についても発達段階に応じて具体的に指導する。
- ・キャリア教育にかかわる様々な活動を通して、自己のよさや可能性を伸ばし、将来に向けた自己実現を図る。そのために1人1人の主体的な意思決定を大切にする。

○読書活動・体験活動等を推進する。

- ・学級全員での遊びなどを通して、仲良く、思いっきり遊ぶことを体験させる。
- ・えのきっこタイムを始め、縦割り活動を通して異学年の交流を推進する。

○教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に対する意識を高めるとともに、コミュニケーション能力等の資質やスキルを高め、相互改善する。

②「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

○日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。

- ・教職員が自らの言葉と態度で、いじめは「許されない、しない、させない」ことを伝えるとともに、いじめられている児童、いじめられる可能性がある児童を徹底して守り通すことを示す。
- ・関連する特別の教科道徳の内容項目を各学期に実施し、公正・公平・社会正義等に関する道徳的実践力を育む指導を系統的に行う。また、仲間づくりにつながる学級活動や体験活動を道徳の時間と関連して実施する。（総合単元的な道徳の取組の推進）
- ・人権集会に向けての人権学習、学級の人権の目標づくりを通して、「いじめは決して許されないこと」「いじめをしない・させない」ことへの意識を高める。
- ・人権目標について、定期的に振り返りを行い、意識の継続や高揚を図る。
- ・いじめられていることを他の人に伝えることは正しい行為であることを示す。いじめ心やいじめへの不安感を克服する力の育成を図る。
- ・水俣病学習において、交流や講話を通して正しい知識を獲得させるとともに、患者さんの生き方に実感をもって学ばせ、差別の構造を理解する。

③児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

○日常の学校生活における機会の活用

- ・あいさつ運動に取り組み、校内での定着を図るとともに、日常生活への広がりに取り組む。
- ・集会活動での感想の返しに取り組む。
- ・学級活動におけるスピーチや認め合い、教科指導における話し合い活動の充実に取り組む。

○人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動の取組

- ・ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在すると感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

○人とつながる喜びを味わう体験活動の推進

- ・友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

④児童が安心して自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

- ・互いに安心して学べる土台となる学習訓練の徹底を図る。（授業開始の徹底、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）
- ・わかる授業、全ての児童が参加し活躍できる授業への授業改善を推進する。（授業を行う全ての教員が研究授業を実施する。）
- ・年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組んだり安心して自分を表現できたりする発問や指導方法を工夫する。
- ・児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子供が主役の学級経営に努める。
- ・児童自らすべての活動の指標となる目標を持ち、主体的に取り組む児童会活動の推進を図る。
- ・一人一人が活躍できる学習活動を推進する。（えのきっこタイム等での異学年交流の充実、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実、児童が主体的に取り組める学習活動やセルフラーニングノート（自主学習ノート）の工夫）

⑤いじめ問題への取り組みの重要性についての認識を広めるための普及啓発に努める。

- ・各種（学校、保健等）のたよりやホームページにおいて、いじめの未然防止の視点からの内容を掲載し啓発を図る。
- ・いじめアンケート調査により、いじめが認知されなかった場合、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し検証する。
- ・人権月間の取組や児童の感想、人権目標などを授業参観や学習発表など、地域や保護者が参観される機会に積極的に発信し、人権尊重の視点からいじめ問題への取組の重要性を啓発する。
- ・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用をする。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 早期発見の基本的考え方

「児童生徒のささいな変化に気付くこと」「気付いた情報を確実に共有すること」「情報に基づき速やかに対応すること」を基本として対応する。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を

行い、情報を共有することを大切にする。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

イ 実践の方向性と本校での取組の概要

①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

- ・いじめはどの学校・学級でも発生する可能性があるという意識を持ち、「いじめではないか」という危機感を持てるよう、年度当初の職員会議でいじめ発見の重要性や必要性についての共通理解を行う。
- ・毎週実施する「児童理解」では、軽微な事象でも報告し合い、日常的に児童の様子について情報交換し、全職員で共通理解を図る。
- ・出し合った情報で、いじめの前兆や可能性、またいじめにつながる可能性があると思われる事例については、速やかにいじめ不登校対策委員会で現状把握し、いじめの早期対応につなぎ組織的に対応する。

②児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して見守る。

- ・毎学期いじめアンケートを実施し、早期発見・早期対応等につなげる。
- ・学校生活に関するアンケート調査を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・アンケート調査とともに個別の教育相談を実施し、悩みや困っていることを相談しやすいようにし、いじめの早期発見・早期対応等につなげる。
- ・情報集約担当者を学校の相談窓口として周知するとともに、全ての職員の情報や保護者や地域からの情報把握を行う。

(3) いじめへの適切な対処（いじめ発見・対応フローチャートに沿って対応）

ア 対応の際の注意点

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で取り組み、その後の経過を見守り続ける取組を行う。

対応にあたっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関との連携を図って取り組む。

イ 実践の方向性と本校での取組の概要

- 「いじめ発見・対応フローチャート」に沿って速やかに対応する。
- 校内研修等で、いじめを把握した場合の対処の在り方について平素より職員の理解を深め、対応力を育てておく。組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。
- ・いじめの可能性を把握した場合には、速やかに担当職員と管理職に報告する。
- ・報告に応じて、いじめ不登校対策委員会を開催し、情報把握と迅速な対応を検討する。
- いじめの早期解消と人間関係の再構築を迅速に行う。
- ・各教科、領域、特別の教科道徳の時間等の教育活動すべてにおいて、児童が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係の再構築を意図した取組を行う。
- ・SC、SSW等の活用を積極的に行い、連携して人間関係を再構築する。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 連携した取組についての考え方

児童の健やかな成長を促すうえでは、学校関係者と家庭、地域との連携のもと児童を見守り育てることが重要であり、いじめの未然防止、早期発見、発生時の対応それぞれにおいても、学校、家庭、地域及び関係機関でいじめ問題の重要性を共有して、一人一人の児童により広くより細やかに関わり、変化に気づき、適切に対応していくことがいじめ問題の

解消や再発防止につながる。そのためにも平素から情報交換等を活発に行い、情報共有体制を構築しておく。

イ 実践の方向性と本校での取組の概要

- ・平素から関係機関等との連絡等を構築することに努め、児童・保護者に対しては相談窓口について適切に周知する。
- ・いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。
- ・PTAや地域の関係団体等といじめの問題について、協議する機会を設ける（学校評議員会、PTA運営委員会、民生委員・児童委員会等において、情報交換や意見聴取を行う）。

4 いじめ防止等対策委員会の開催

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「佐敷小学校いじめ不登校対策委員会」とする。

※委員会には、情報の集約等に係る業務を担う担当者「児童虐待防止・情報集約」を置く。
(生徒指導担当)

(2) 機能

- ・「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- ・外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

ア 児童理解

毎週1回（水曜日）職員全体で生徒指導にかかわる話合いをもち、いじめにかかわる情報交換を行う。

イ いじめ不登校対策委員会（第22条等）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、当該学級担任、SC、SSW、学校評議員、PTA役員、その他による「いじめ不登校対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

5 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- (1) 学校評価の「豊かな心の育成」で、「いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見・解消」の評価を実施し改善に活かす。
- (2) 心のアンケートの結果を職員全体で共有し、いじめ防止へ向けて共通理解をする。
- (3) 学習アンケートや保護者アンケートの結果も分析し、いじめの対応に活かす。
- (4) 各結果や考察を「心の絆を深める月間」等での取組・授業にいかすようにする。

(備考)

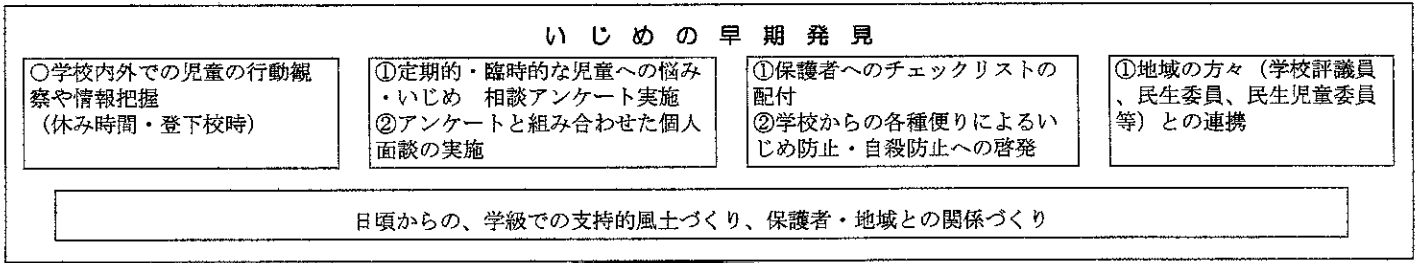
1 この基本方針は

- ①個々の教職員が「自分が今、何をすべきか分かるもの」
- ②保護者や地域は「何を協力すればよいか分かるもの」
- ③学校が「児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの」
を意図して策定したものである。

2 この基本方針は毎年見直しを行い、より実効性のある方針へと改善していく。

3 別添「いじめ発見・対応フローチャート」

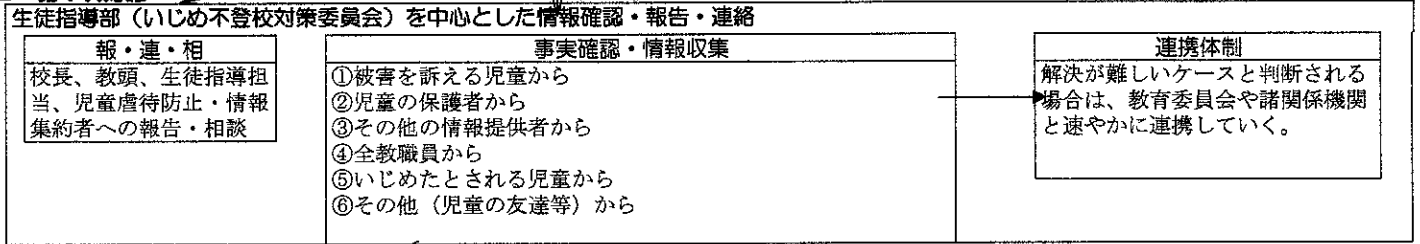
1 早期発見体制



「いじめの情報・訴え」 「気になる兆候」

2 第1次対応

(要注意) 一人で判断しない! 決めつけない!

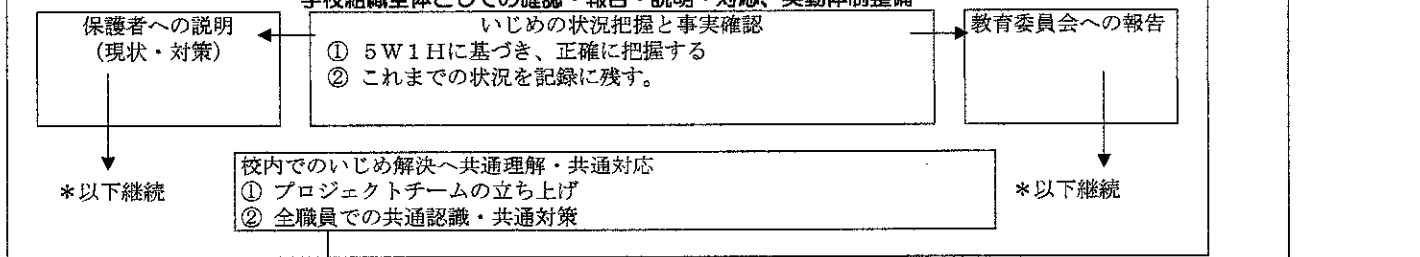


いじめと言える・可能性がある場合

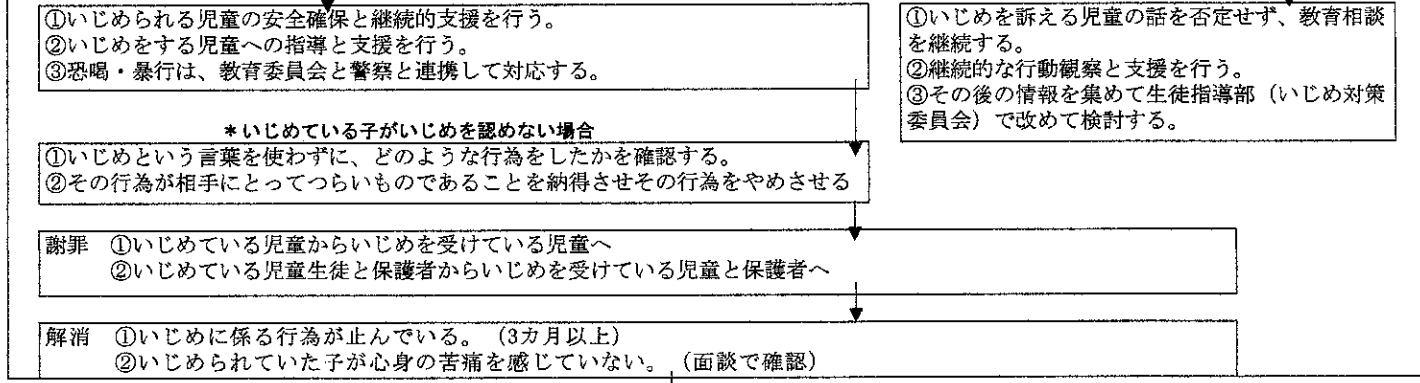
いじめとは言えないと思われる場合

3 第2次対応

学校組織全体としての確認・報告・説明・対応、実動体制整備



解決に向けた適切かつ誠実な対応の実施



4 トラブルから学ぶ

